

令和7年度第1回中央区協議会（南地域分科会）次第

日時：令和7年4月25日（金）午後1時30分から

会場：南行政センター 3階 大会議室

1 開会

2 議事

協議事項

（1）中央区協議会（南地域分科会）委員の辞任に伴う補充について

☞資料1

（2）追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて

☞資料2

（3）令和7年度区政運営方針（案）（2回目）について☞資料3

3 その他

次回の開催予定

【令和7年度】

第2回 日 時 令和7年5月23日（金）午後1時30分から

場 所 南行政センター3階 大会議室

第3回 日 時 令和7年6月17日（火）午後2時00分から

場 所 五島協働センターホール

4 閉会

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	中央区協議会（南地域分科会）委員の辞任に伴う補充について				
事業の概要（背景、経緯、現状、課題等）	—				
対象の区協議会	中央区協議会（南地域分科会）				
内 容	浜松市南スポーツ推進委員会から団体推薦された 1 名（岡本和幸委員）より令和 7 年 4 月 3 0 日をもって中央区協議会（南地域分科会）委員を辞任する旨の申出があった。 このため、令和 7 年 5 月 1 日からの中央区協議会（南地域分科会）委員の補充について協議するもの。 事務局（案） 辞任した委員の選出母体へ補充委員の推薦を依頼する。				
備 考 （答申・協議結果を得た い時期、今後の予定な ど）					
担当課	南行政センター	担当者	原川 知己	電話	053-425-1120

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

◆経過措置(区協議会運営マニュアルより)

(地域分科会の委員定数)

令和8年3月31日までの間、現在の区協議会の委員の定数を踏まえ、改正後の地域分科会の委員を次のとおりとします。

(南地域分科会部分のみ抜粋)

南地域分科会	20人以内
--------	-------

◆委員の補充について(区協議会運営マニュアルより)

(補充方法の決定)

区協議会委員の選任については、推薦会を設置することになっているが、推薦会委員の指名(地域分科会の議決)など推薦会の設置に時間を要することから、補充に関してのみ地域分科会の議決によって、それ以外の推薦方法により実施することができる。

地域分科会の議決により定めた方法による推薦

地域分科会の定める独自の方法で推薦することが可能。ただし推薦にあたっては、公平性を確保しなければならない。

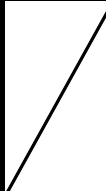
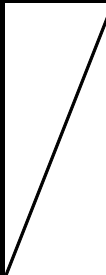
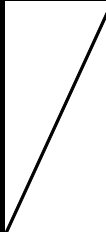
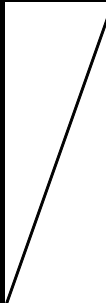
(例) 団体推薦委員が欠けた場合、推薦会を設置せずに、辞任した委員の選出母体へ補充委員の推薦を依頼することについて、地域分科会で議決する。

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・令和7年度当初に予定されていたパブコメ案件(1件)については、2月の南地域分科会にて対応(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)が決定している。 ・新たに、産業振興課の「浜松市中心市街地活性化ビジョン」、都市計画課の「浜松市防災都市づくり計画」及び「浜松市土地利用方針」、カーボンニュートラル推進課の「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」について、案件が追加されたため、区協議会での取扱いについて協議するもの。 パブコメの運用区分 ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合				
対象の区協議会	中央区協議会(南地域分科会)				
内 容	1 パブコメ(追加分(4件))の概要 別紙1 令和7年度追加パブリック・コメント一覧表のとおり 2 協議事項 上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課(以下、「実施担当課」と表記)からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③) なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、別紙2の運用ルールに基づき取扱いを決定します。 (運用ルールは代表会にて決定済) 3 今後スケジュール 4月：追加分のパブコメの取扱い(実施担当課による説明又は資料配付)を協議 別紙2に基づき追加パブコメの取扱いを決定 5月以降：実施担当課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	南行政センター	担当者	森田 哲司	電話	425-1120

令和 7 年度追加パブリック・コメント一覧表

No.	①件名		②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	※ORコード	⑧担当課による説明					
									説明の 有無	中央	中	東	西	南
1	【新規】 浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）		産業振興課	9～10月	11月	令和8年4月	都市機能誘導 区域（浜松駅 周辺）	関連ページ 		—	—	—	—	—
	⑦概要	中心市街地の活性化を目的として、中心市街地の中長期的な将来像を目標として示すものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。												
2	【新規】 浜松市防災都市づくり計画（案）		都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年4月	都市計画区域	関連ページ 		—	—	—	—	—
	⑦概要	様々な災害を対象とした「被害を予防・軽減する空間づくり」、「災害時に活動しやすく、対応できる空間づくり」、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」の実現のため、リスクに対する課題を整理し、基本的な方針や効果的な施策を示す浜松市防災都市づくり計画を策定するものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。												
3	【新規】 浜松市土地利用方針（案）		都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年3月	全市域	都市計画マ スタープラン 		—	—	—	—	—
	⑦概要	都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度（用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度）の運用方針を示すものです。 ※QRコードを読み取ることで都市計画マスタープランに係るホームページを閲覧できます。												
4	【改定】 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策 編）（案）		カーボンニュートラ ル推進課	11～12月	令和8年2～3月	令和8年4～5月	全市域	現行計画 		—	—	—	—	—
	⑦概要	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は浜松市域から排出される温室効果ガスを市民・事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して削減するための計画です。 国計画の2035・2040年度目標値が発表されることから、本市計画の2035・2040年目標値を盛り込むため、改定します。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。												

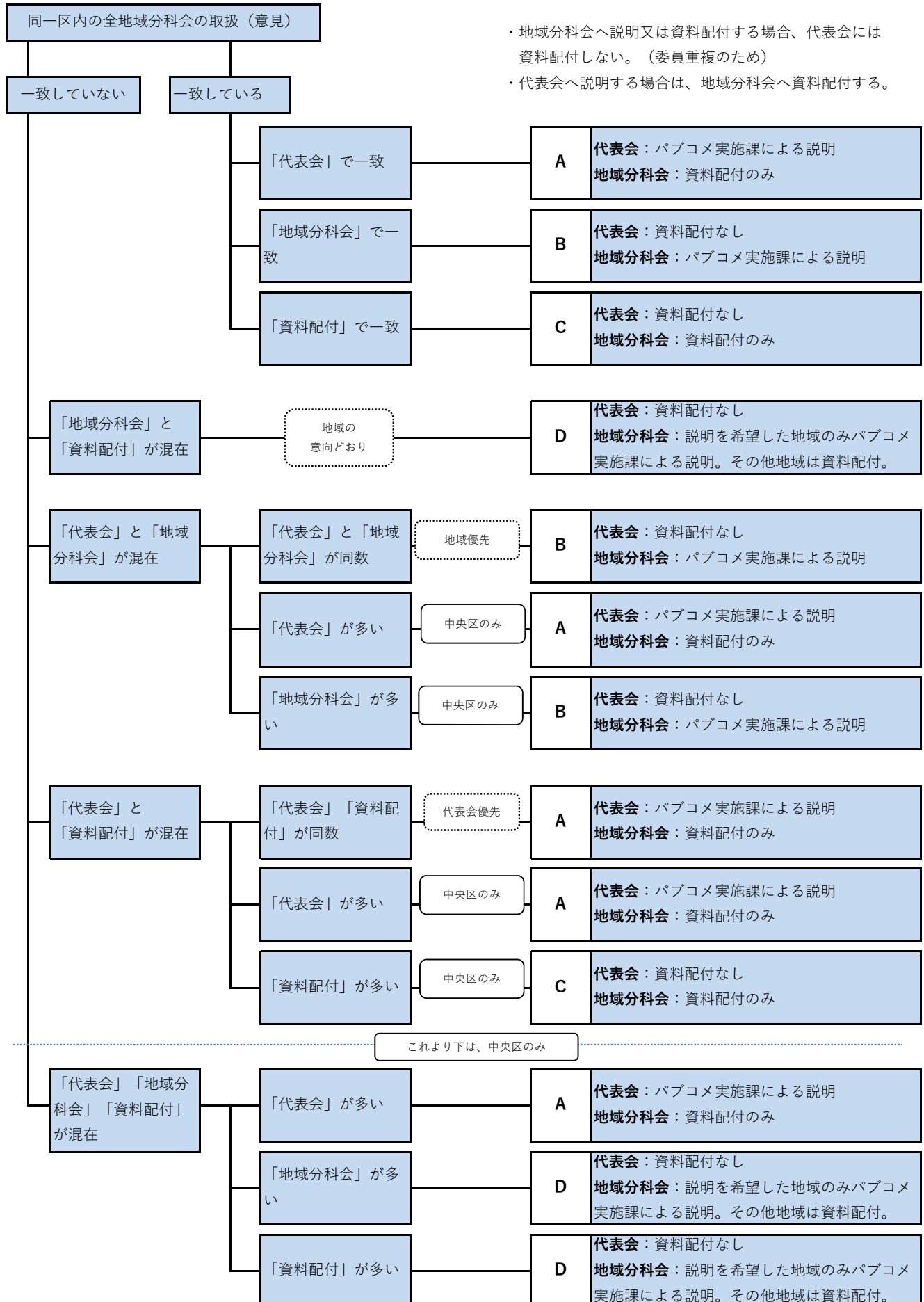
※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ —：概要版資料配布

○：パブコメ実施課による説明

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



中心市街地活性化ビジョン[2026-2044年度]

- ◆中心活性化に向けた中・長期的なビジョン
- ◆中心市街地の将来像を目標として示し、市民とも共有
- ◆総合計画及び都市計画マスタープランとの整合を図るため計画期間は2044年度までとする

策定趣旨

■現状

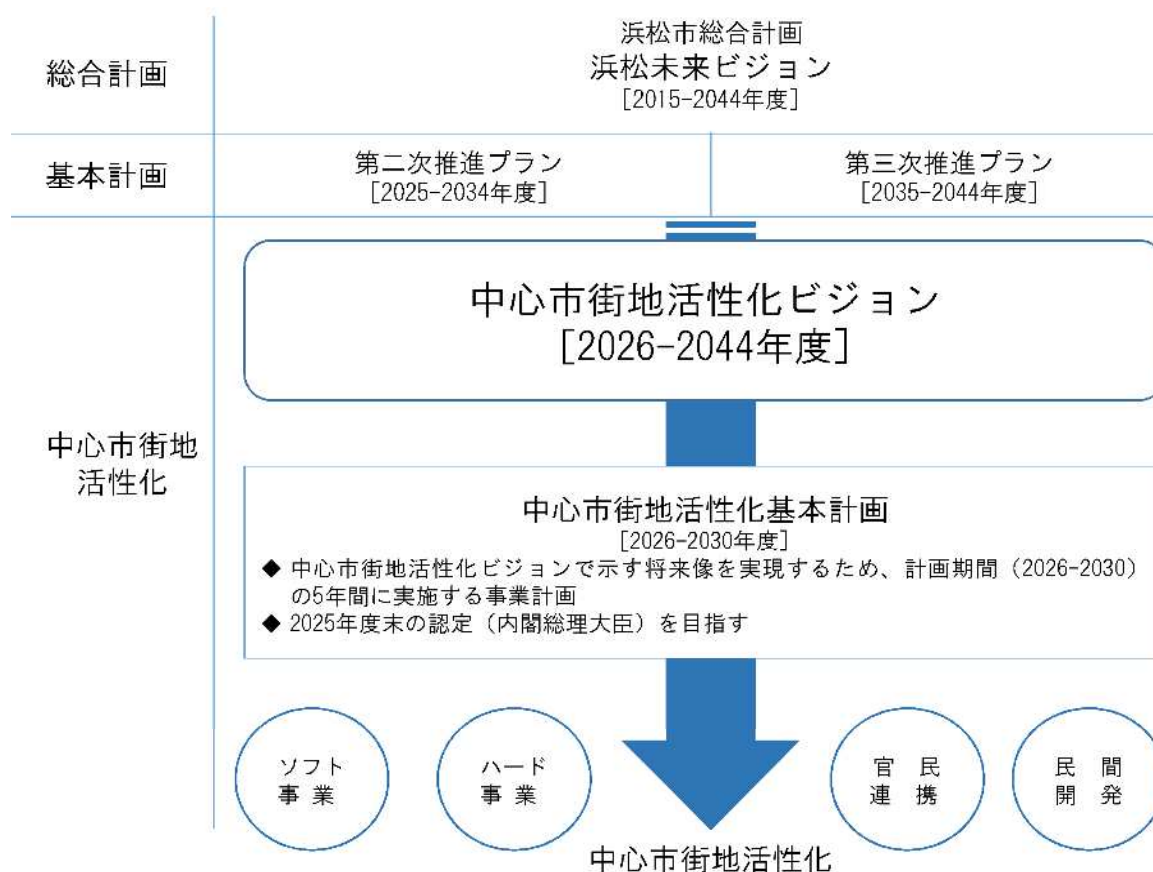
- ✓ 都心エリアの居住者が人口・世帯数ともに増加
- ✓ 中心市街地における売場面積や年間商品販売額は大きく減少
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の発生とその拡大に伴う来街者の減少や退店等による空き店舗の増加も回復の途上

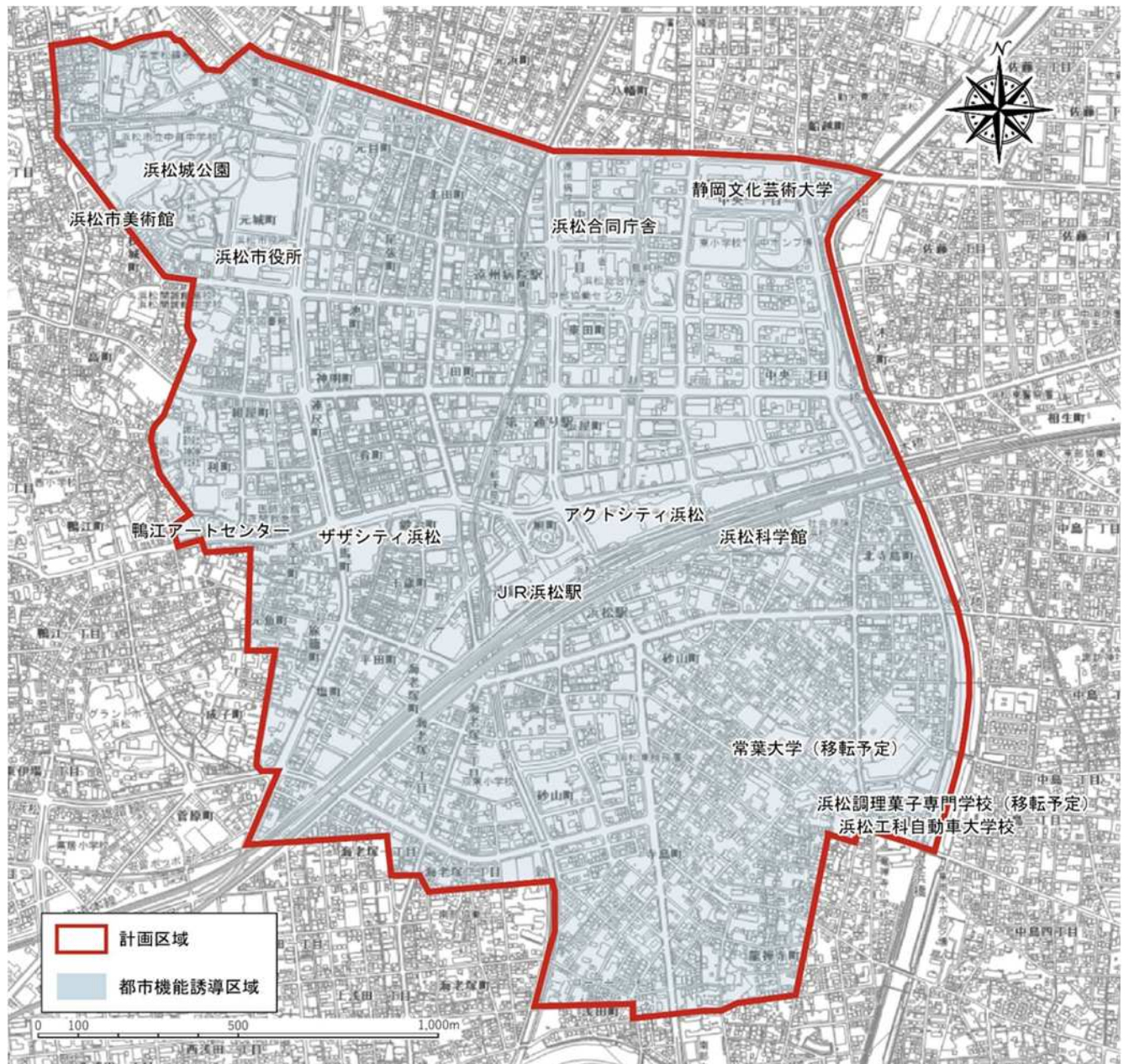
■環境変化

- ✓ 常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校の中心市街地への移転計画
- ✓ 異業種が集うコワーキングスペースの開設
- ✓ スタートアップ企業の進出など業務機能の集積に向けた新たな動き

- 中心市街地のあるべき方向を明らかにする
- 中心市街地活性化ビジョンを策定し、市民と共有
- ビジョンの実現に向けて、関係団体や関係機関が一体となって取り組む

位置付け





防災都市づくり計画

- 南海トラフ巨大地震や頻発化・激甚化している水災害の懸念等を踏まえ、「安全・安心な災害に強い都市づくり」が必要
- 防災・減災対策と事前復興を兼ね備え、様々な災害に対応する「浜松市防災都市づくり計画」を策定
- 「浜松市地域防災計画」を補完し、ハード・ソフトの対策や自助・共助・公助を適切に組み合わせた総合的な取組みを進める



令和6年能登半島地震における
輪島市焼失区域

出典：総務省消防庁消防研究センター資料



平成30年7月豪雨における
岡山県倉敷市真備町の浸水状況

出典：国土交通省資料

浜松市 防災都市づくり計画

防災・減災
対策

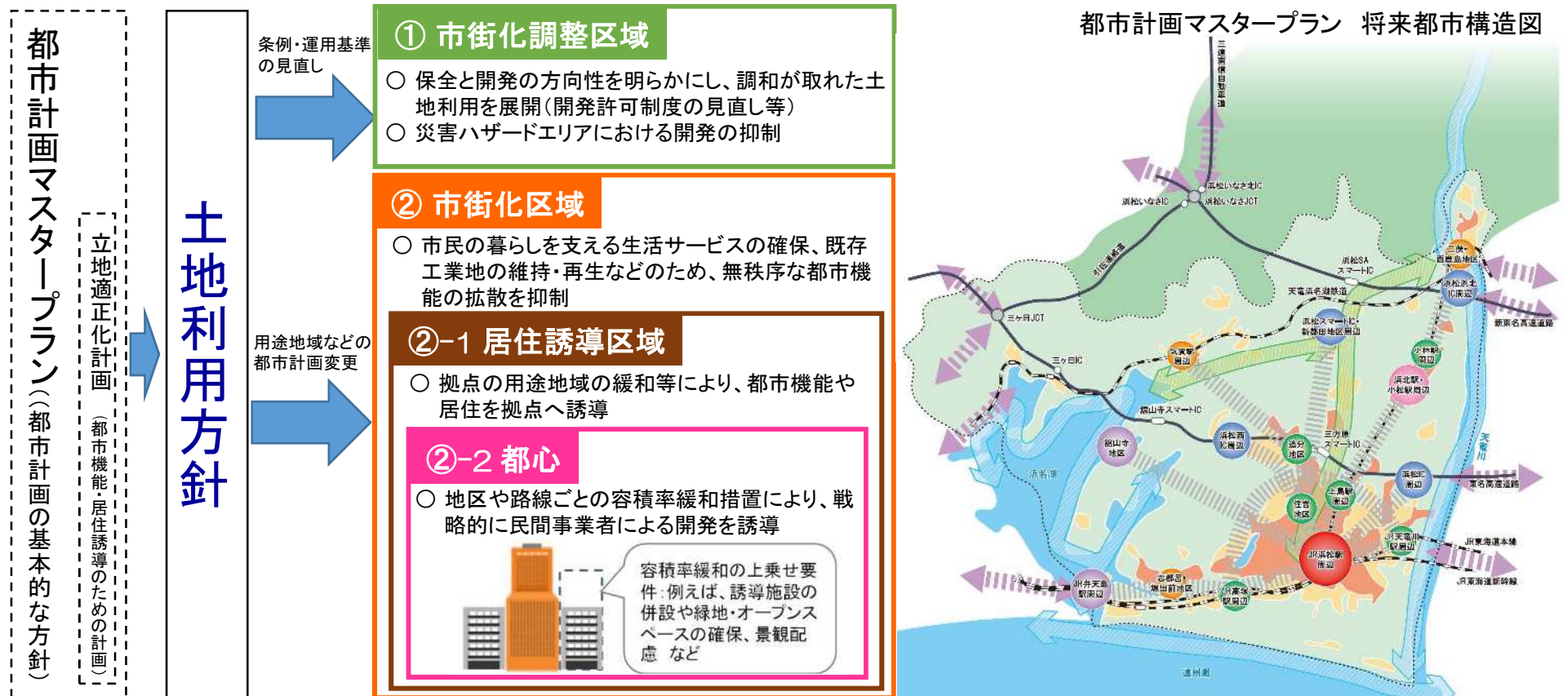


事前復興

防災都市づくりによる
災害に強いまち

土地利用方針

- 都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度（用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度）の運用方針



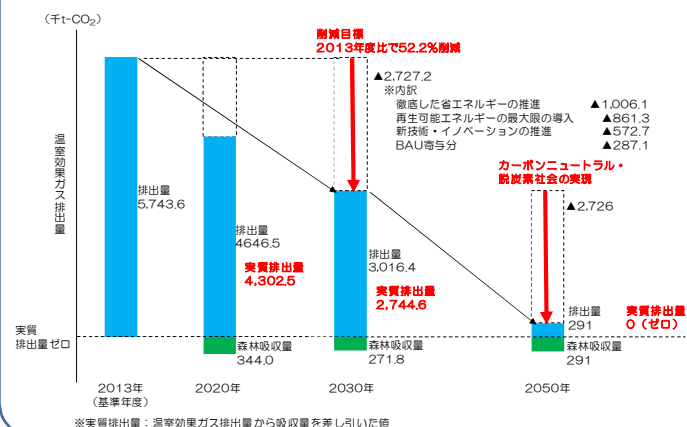
6 適応策（気候変動適応に関する施策）

「適応策」は、既に起こっている、又は起こり得る気候変動の影響による被害の回避・軽減などを図る取組です。「農業・林業・水産業」など6分野で懸念される影響に対し、市・市民・事業者が「適応策」を推進します。

分野	懸念される影響（例）	本市が取り組む適応策（例）	市民、事業者が取り組む適応策（例）
農業・林業・水産業	①農業 水稲、露地野菜、施設野菜の収量低下、品質低下など	①農業 貯蔵施設、環境制御設備、機械類、新品種等の導入に対する支援など	①農業 気候変動に適応した品種・系統の導入など
	②林業 人工林の生育不良など	②林業 保安林設備の計画的な推進による、森林の有する水源のかん養、災害の防備などの公益機能の向上など	②林業 気候変動に適応した樹種の植林など
	③水産業 海面養殖におけるカキなどのへい死率の上昇、養殖ノリの収穫量の減少など	③水産業 海水温の上昇、海洋の酸性化、貧酸素化などの養殖への影響に係る調査、情報提供など	③水産業 気候変動に適応した魚種などの養殖など
水環境・水資源	無降雨、少雨による水量低下など	取水量の調整など	節水など
自然生態系	外来種の生息域の拡大、新たな外来種の侵入など	外来種の分布確認、特定外来生物の防除など	外来種に関する情報の市への提供など
自然災害・沿岸域	土砂災害発生件数の増加など	浜松市防災計画、ハザードマップ、区版避難行動計画の定期的な見直しや周知など	浜松市地域防災計画、ハザードマップ、浜松市防災アプリなどの確認や利用など
健康	①暑熱 熱中症患者数の増加、熱中症搬送者数の増加など	①暑熱 熱中症対策行動指針の推進など	①暑熱 エアコンの適切な利用など
	②感染症 デング熱などの原因となるウイルスを媒介するヒトスジシマカの発生及び生息域の拡大など	②感染症 ヒトスジシマカの発生状況の継続的な観測、調査による蚊の発生動向の把握、ウイルス保有状況の確認による蚊媒介感染症発生のリスク評価など	②虫よけ剤などによる虫刺され予防、ダニ及び蚊媒介感染症の最新情報の収集及び感染対策の実施など
市民生活	ヒートアイランド現象の発生など	市街地における暑熱環境改善に資する緑地の確保など	創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅の導入など

7 2050年長期ビジョン

2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会を実現します。

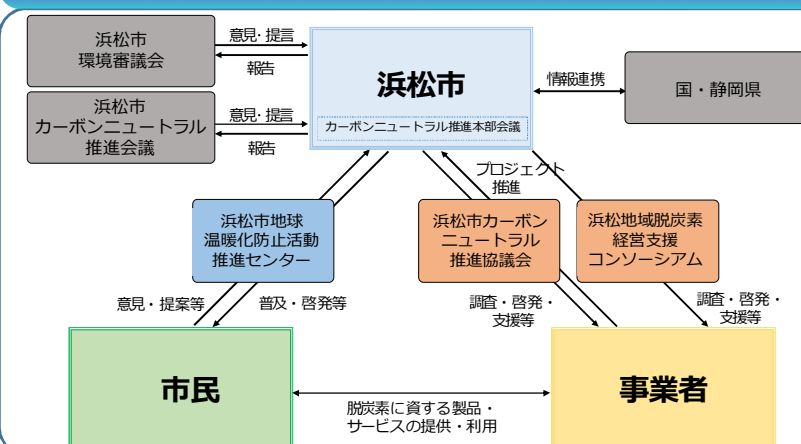


カーボンニュートラル・脱炭素社会実現するため、水素やアンモニアなど次世代エネルギーを利用する設備への転換を推進するとともに、技術革新により創出された省エネルギー技術を導入します。

ペロブスカイト太陽電池を用いた太陽光発電など新技術を用いた再生可能エネルギー電源により市内の総電力を賄います。さらに、熱機関の燃料としては、グリーン水素やカーボンニュートラルガスを利用することで脱炭素化します。

エネルギーの脱炭素化とともに、森林吸収でカーボンオフセットできるよう、適切な森林管理などにより二酸化炭素吸収源を最大化します。

8 計画の推進



市民、事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して緩和策や適応策に取り組めます。

「浜松市地球温暖化防止活動推進センター」や「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」、「浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム」などを通じて温室効果ガスの削減に取り組めます。

本計画のチェック体制として、「浜松市環境審議会」や「浜松市カーボンニュートラル推進会議」に、施策の実施状況などを報告し、本計画の推進に反映します。

浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）要約版



1 気候変動とその対策

● 地球温暖化の原因

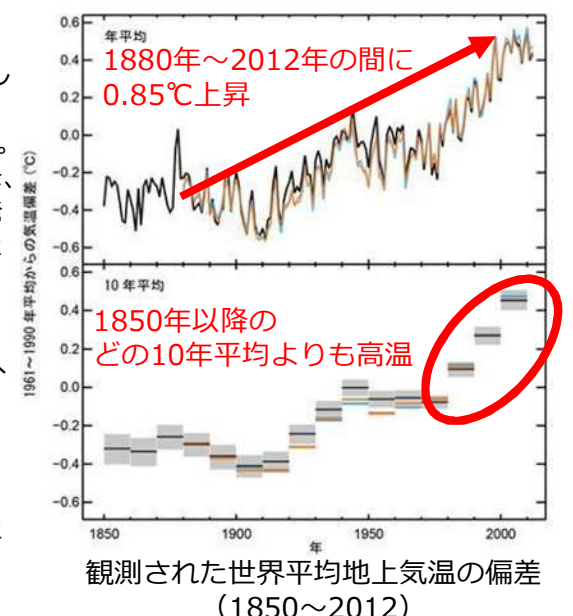
世界の平均気温は、1880年～2012年の間に約0.85℃上昇しています。また、1980年以降の各10年平均の気温偏差はいずれも、1850年以降のどの10年平均よりも高温となっています。

このような地球規模での急激な気温の上昇は、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の燃焼やセメントの製造などの活発な人間活動により、大気中に大量の温室効果ガスが放出されたことで引き起こされたと考えられています。

● 地球温暖化の影響

世界の平均気温の上昇は、食料生産や水資源、人間の健康へ影響を及ぼすほか、極端な気象の変化(台風の猛烈化、暴風雨、干ばつなど)、内陸部や沿岸域の氾濫、海面水位上昇(今世紀末までに0.26～0.82m上昇)など、人間の暮らしや経済活動、生態系にとってのリスクを増大させると予測されています。

本市域においても気温上昇は顕在化しており、本市域の年平均気温は、浜松特別地域気象観測所の1883～2020年までの測定記録を100年あたりに換算すると、1.4℃上昇しています。



2 計画の基本的事項

● 計画の対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類

● 計画の期間

2024(令和6)～2030(令和12)年度

● 計画の基準年度

2013(平成25)年度

● 計画の対象地域

市全域

※国際的な動向や国の計画変更など社会情勢に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直します。

3 温室効果ガス排出状況

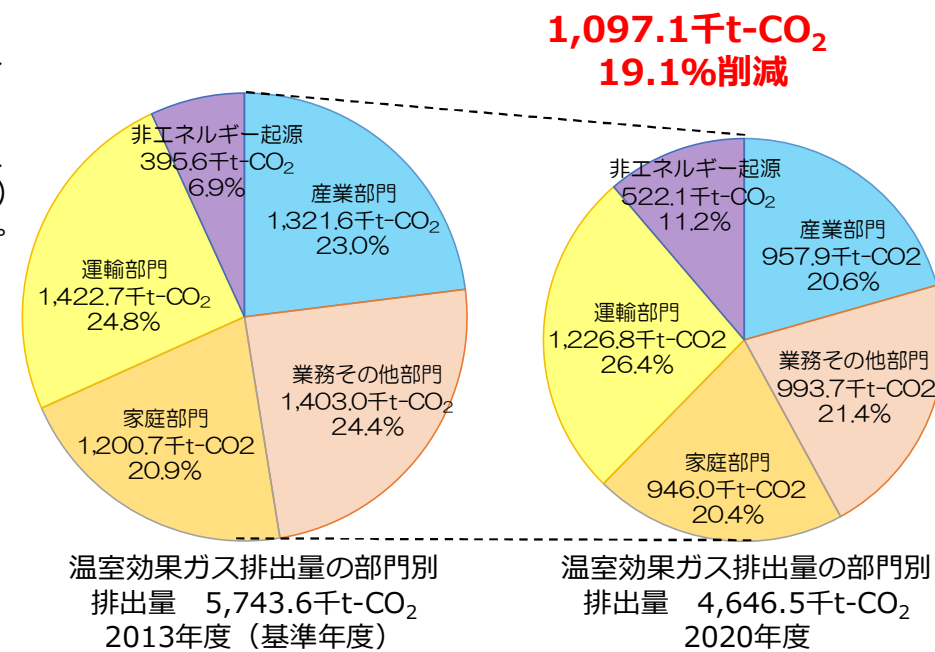
● 浜松市の現状

浜松市では基準年度である2013(平成25)年度において、5,743.6千t-CO₂の温室効果ガスを排出していました。

2020(令和2)年度までに、1,097.1千t-CO₂の温室効果ガスを削減しており、2013(平成25)年度比で19.1%削減しています。

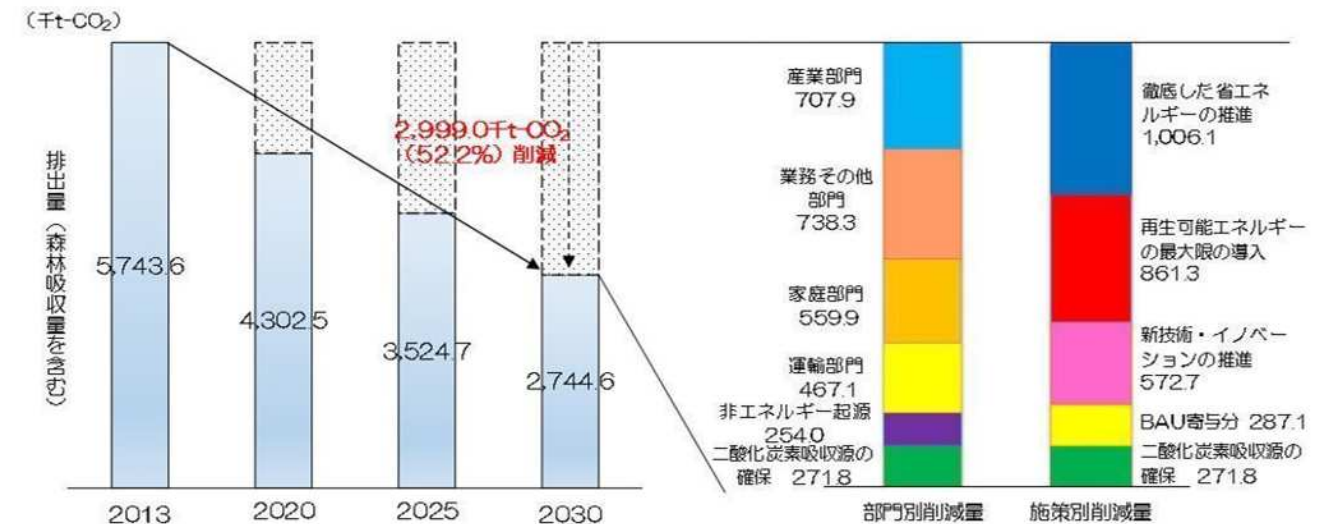
2020(令和2)年度の温室効果ガスの排出量は、4,646.5千t-CO₂であり、部門ごとの排出割合は、産業部門が20.6%、業務その他部門が21.4%、家庭部門が20.4%、運輸部門が26.4%となっており、国全体と比較すると、運輸部門の排出量の占める割合が大きく、産業部門の排出量の占める割合が小さくなっています。

なお、2020(令和2)年度の森林吸収量を含めた温室効果ガス排出量は、4,302.5千t-CO₂です。



4 温室効果ガス排出削減目標

2030(令和12)年度において2013(平成25)年度比で**52%**削減



本計画では2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で2,999.0千t-CO₂(52.2%)の削減(森林吸収量を含む)を目指します。この削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」を基に算定していますが、再生可能エネルギー導入量と森林吸収量を、市独自で算定した数値に代えることで、国の削減目標である46%よりも高い目標を掲げています。

5 緩和策(温室効果ガス排出量削減に関する施策)

基本施策1

徹底した省エネルギーの推進

削減目標 1,006.1千t-CO₂

基本施策2

再生可能エネルギーの最大限の導入

削減目標 861.3千t-CO₂

基本施策3

新技術・イノベーションの推進

削減目標 572.7千t-CO₂

基本施策4

二酸化炭素吸収源の確保

吸収目標 271.8千t-CO₂

知る・測る・減らすの3ステップで、温室効果ガスを削減します。

知る

事業者は、相互に温室効果ガス削減に繋がる情報を積極的に発信・提供します。市民・事業者は、積極的に情報収集し、温室効果ガス削減への知識を深めます。

測る

市民・事業者は、電気やガスなどエネルギーの使用状況などから、自身の活動から排出される温室効果ガスの排出量を把握します。

減らす

事業者は、自ら削減計画を作成し、削減対策を実行します。市民は、温室効果ガス削減に繋がる、脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めます。

(1)事業活動の省エネルギー化

- ・自社の温室効果ガス排出量の算定
- ・高効率な省エネルギー機器の導入 など

(2)市民生活の省エネルギー化

- ・家庭の温室効果ガス排出量の算定
 - ・ZEH(Net Zero Energy House)の建設
 - ・デコ活※の実施 など
- ※デコ活:脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

(3)交通利用にかかわる省エネルギー化

- ・公共交通機関の利用
- ・乗用車におけるエコドライブの実践
- ・カーシェアリングの実施 など

(1)再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電設備(住宅の屋上、遊休地など)の設置
- ・風力発電設備(陸上・洋上など)の設置
- ・バイオマス発電設備(木質・廃棄物など)の設置
- ・小水力発電設備(河川・水路など)の設置
- ・(株)浜松新電力などを活用した電力の地産地消の推進

(2)電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

- ・電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

(3)再生可能エネルギー由来の電気などの利用

- ・再生可能エネルギー由来の電気の購入
- ・オフセットした電気の購入 など

(1)モビリティの電動化などの推進

- ・電気自動車(EV)など次世代自動車の導入 など

(2)水素技術などの活用

- ・燃料電池自動車(FCV)の導入
- ・水素ステーションの設置 など

(3)燃料転換の推進

- ・より低炭素なエネルギーを利用した設備への転換 など

(4)電化の推進

- ・化石燃料を利用しない電気設備への転換

(5)カーボンクレジットの創出・利用の推進

- ・Jクレジットなどの創出
- ・カーボンニュートラルガスの利用 など

(6)非エネルギー分野の排出抑制

- ・代替フロンなどの排出抑制
- ・プラスチック製容器包装の分別 など

(7)カーボンニュートラル関連技術の開発推進

- ・地域内外の企業間・産学官連携によるカーボンニュートラル関連技術開発推進

(1)森林資源の利用推進と林業の活性化

- ・間伐、主伐から植林など、持続可能かつ適切な森林管理
- ・FSC 森林認証面積の拡大
- ・地産地消による天竜材の利用推進
- ・木質バイオマス発電・ボイラーの導入 など

(2)森林由来のカーボンクレジットの創出

- ・適切に整備・管理された森林由来のカーボンクレジットの創出
- ・森林由来のカーボンクレジットの域内利用 など



浜松市の森林

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項								
件 名	令和 7 年度区政運営方針（案）について（2 回目）								
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の実行課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 令和 7 年度区政運営方針の作成に当たっては、将来像や基本方針について、中央区代表会及び各地域分科会で協議を重ねてきた。								
対象の区協議会	中央区協議会（南域分科会）								
内 容	将来像及び基本方針に加え、令和 7 年度実施予定の中央区内の主な事業を掲載した令和 7 年度区政運営方針（案）について、各地域分科会での 1 回目の協議を踏まえ作成した案をご確認いただくもの。 詳細は、別紙「令和 7 年度中央区区政運営方針」参照。								
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	○主な予定 <table><tr><td>令和 7 年 4 月</td><td>令和 7 年度区政運営方針（案）を分科会で協議</td></tr><tr><td>令和 7 年 5 月</td><td>令和 7 年度区政運営方針を代表会で報告、公表</td></tr></table>					令和 7 年 4 月	令和 7 年度区政運営方針（案）を分科会で協議	令和 7 年 5 月	令和 7 年度区政運営方針を代表会で報告、公表
令和 7 年 4 月	令和 7 年度区政運営方針（案）を分科会で協議								
令和 7 年 5 月	令和 7 年度区政運営方針を代表会で報告、公表								
担当課	中央区区振興課	担当者	加茂 真也	電話	457-2210				

(案)

令和7年度

中央区 区政運営方針

～中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪～



浜松市中央区役所



目次

➤ 中央区長あいさつ	1
➤ 令和7年度 中央区区政運営方針 体系図	2
➤ 市民協働によるまちづくりの推進	4
➤ 令和7年度 基本方針・主な事業	5
①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり	5
②安全・安心に暮らせるまちづくり	11
③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり	14
➤ 数字で見る中央区	17
・中央区のすがた	18
・区の経営に要する資源	24

「中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪」
を目指して

区長あいさつ

区長写真

中央区長 岡安 章宏

令和7年度 中央区

将来像

(期間：令和7～16年度(10年間))

キャッチ フレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

区政運営方針 体系図

基本方針

(期間：単年度（原則、毎年度策定）)

主な事業

(期間：単年度)

①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

P 5
～
P 1 0

②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。
また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

P 1 1
～
P 1 3

③共生のところで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。
また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

P 1 4
～
P 1 6

協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の

市民協働によるまちづくりの推進

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

◆区協議会の運営 【区振興課、各行政センター】

浜松市では、政令指定都市移行に伴い、当時の7行政区すべてに区協議会を設置しました。区協議会は、地域における諸団体の代表者などにより構成し、市が提案する議題についての議論や、地域課題についてその解決策の検討をします。

令和6年1月の区再編後の区協議会は、区ごとに設置する「代表会」と再編前の区協議会が移行する「地域分科会」の2層構造です。中央区では、中央区代表会と中・東・西・南地域分科会を設置し、引き続き各地域の声を集約できるよう運営します。



▲区協議会

◆地域コミュニティ活動の推進 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

「地域住民の皆さまの最も身近な相談窓口」として、区役所や行政センター、支所、協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、地域の声やニーズをうかがいながら地域活動を支援します。また、自治会や地区コミュニティ協議会、NPOなどの地域活動団体を交え、市民協働で住民主体の住みやすい地域づくりを進めます。

◆地域づくり推進事業 【市民部市民協働・地域政策課】

地域課題や地域振興について多様な主体が話し合う組織である地区コミュニティ協議会の設立を検討している地区を対象として、地域づくりアドバイザーなどの専門知識を有する人材によるワークショップを開催します。

また、コミュニティ担当職員等を対象として、地域づくり先進都市への短期派遣研修や資金調達の手法を学ぶ研修を実施し、地域で活動する団体の相談支援体制の充実を図ります。

① 地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり



◆地域力向上事業の実施 【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

住みやすい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や地域課題を解決する事業を実施します。「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「区民活動・文化振興事業」、「区課題解決事業」及び「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の4つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動への支援や、地域団体などと協働した事業に取り組めます。



▲協働センター等を核とした
地域課題解決事業
「あおぞら協働センターの運営」

◆生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいくくり

【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

だれもが「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいくくり親しむとともに、学習の成果を発揮できる機会をつくることにより、地域学習リーダーや地域ボランティアとして担える人材の育成に努めます。

また、小学生や中高生を対象とした地域の核となりうる人材育成や、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティ活動の拠点として、協働センターなどの利用を促進します。

その他にも、所管する様々な公共施設において、指定管理者の創意工夫による自主事業やイベントの開催を奨励し、多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる生活の充実などを実感できる文化・スポーツ施設の運営に努めます。

◆公共建築物長寿命化推進事業 【財務部公共建築課】

市が保有する建築物の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、市民に安全で快適な建築物を提供します。

（令和7年度大規模改修対象施設（中央区内）：新津協働センター）

◆西図書館移転事業 【市民部中央図書館】

建築後45年が経過する西図書館を、令和7年7月1日一条スマートタウン内に移転オープンします。子供連れや児童が利用するゾーンと静かに読書を楽しむゾーンを区分することで、多様なニーズに対応した環境づくりを行います。

◆（仮称）中央区魅力発信事業（合併 20 周年記念関連事業） 【まちづくり推進課】

天竜川・浜名湖地域合併 20 周年記念事業の一環として、中央区の歴史文化や地域資源を活用し、各地域（中・東・西・南）の共通項や特色を新発見・再発見することができるイベントを開催し、中央区の魅力を発信します。

◆＜中地域＞（新規）まちなか文化コミュニティ・フェスティバル

【まちづくり推進課】

中心市街地にある、クリエート浜松や浜松市美術館等の主たる市文化施設と連携し、SNS を活用した事業を行います。

◆＜東地域＞中野町煙火大会開催事業 【東行政センター】

地域で長年親しまれ、大切にされてきた貴重な文化資源である中野町煙火大会（浜松地域遺産）の開催を支援します。

開催予定日：令和 7 年 8 月 14 日（木）



▲中野町煙火大会

◆＜東地域＞俳句の里づくり事業 【東行政センター】

東地域ゆかりの俳人・松島十湖にちなんだ第 18 回十湖賞俳句大会の実施や、小学生から高校生を対象とした俳句講座など俳句の面白さに触れる各種事業を開催することで、より多くの市民が俳句に親しむ機会を提供します。

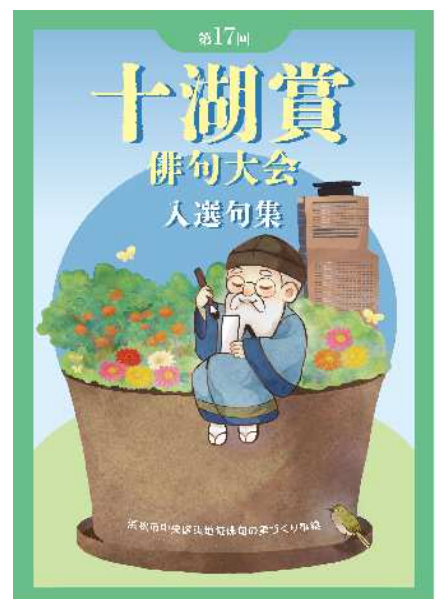
俳句大会募集予定期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）～9 月 30 日（火）

同表彰式開催予定日：令和 8 年 2 月 11 日（水）

俳句講座実施予定時期：令和 7 年 6 月中旬～9 月上旬



▲十湖賞俳句大会



◆＜西地域＞舞阪えんばい朝市開催 【舞阪支所】



▲舞阪えんばい朝市 会場

弁天島海浜公園において、浜名湖や遠州灘の海の幸、西地域の地場産品などを販売する朝市を開催します。令和7年度は、5月から6月にかけて計3回の開催を予定しています。

「えんばい」とは、舞阪地区の漁師が漁獲物をみんなで分け合うという風習を表した言葉であり、人々のつながりを象徴する言葉です。

開催予定日：令和7年5月17日(土)、18日(日)、
6月15日(日)

◆＜西地域＞はまなこ夏フェスタ開催 【西行政センター】

浜松市弁天島海浜公園の弁天島花火大会に併せ、「はまなこ夏フェスタ」を開催します。舞阪地区の名産品巡りや海洋生物の自然教室といった浜名湖の観光資源を活用したイベントに加え、ステージでの音楽演奏など「音楽の都・浜松」にふさわしい観光地の活性化とにぎわいを創出します。

開催予定日：令和7年7月5日(土)



▲はまなこ夏フェスタ



▲弁天島海浜公園

◆＜西地域＞浜名湖うなぎまつり開催 【西行政センター】



▲浜名湖うなぎまつり

浜名湖ガーデンパークにおいて、浜松市を代表する地域資源である「浜名湖うなぎ」の魅力や資源の保護を周知するため、浜名湖うなぎまつりを開催します。浜名湖の水産加工品や地場産品の販売、観光資源の広報活動を行い、地域の魅力を広く発信します。

開催予定日：令和7年11月ごろ

◆<西地域>おいしい舞阪まると体験フェア 【舞阪支所】

舞阪地区及び周辺地区の冬の味覚や豊富な農産物など地場産品の販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを開催し、食の魅力の広報と地産地消を推進します。

開催予定日：令和8年2月ごろ



▲大抽選会



▲かきむき体験

◆<西地域>文化財の保存と活用 【西行政センター、市民部文化財課】

「重要文化財中村家住宅」や「浜松市舞坂宿脇本陣」などの歴史的施設を活用したイベントの企画に協力し、施設の利用促進と来場者の増に取組みます。また、良好な状態で公開活用するため、老朽化している「中村家住宅」の土蔵屋根瓦の葺き替えと外壁の修繕を行います。



▲重要文化財中村家住宅の春 桜の開花



▲中村家住宅土蔵の改修

◆<西地域>伝統芸能の保存と継承 【西行政センター】

雄踏歌舞伎「万人講」の定期公演を1月に開催するとともに、「子供歌舞伎教室」を開催することにより、伝統芸能の保存・継承と広報に努めます。



▲子供歌舞伎教室



▲法眼三略の巻 一条大蔵譚

◆＜南地域＞ビーチコート利用促進事業 【南行政センター】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチサッカー体験会」、「親子でアクティビティ体験会」、「ビーチテニス体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

開催予定日：ビーチサッカー体験会

→令和7年8月2日(土)

親子でアクティビティ体験会・ビーチテニス体験会

→令和7年11月9日(日)



▲ビーチサッカー体験会

◆＜南地域＞中田島オータムフェスタ開催 【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日：令和7年10月～11月の土曜日(1日)

◆＜南地域＞アカウミガメ（天然記念物）の理解促進と保護 【南行政センター】

文化財(市指定天然記念物)に指定されているアカウミガメの理解が深まるよう、5～8月にかけて親と子のウミガメ教室を開催します。

また、海岸を調査して産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。



▲アカウミガメの産卵

◆家康公ゆかりの地浜松推進事業 【産業部観光・シティプロモーション課】

「家康公ゆかりの地」としての認知度をさらに定着させ、都市ブランドの確立を目指すとともに、継続した誘客を図り、にぎわいを創出します。

令和7年秋頃には浜松城公園にて「出世の街 浜松 家康公祭り」を開催します。祭りでは、令和8年大河ドラマ「豊臣兄弟！」のPRも実施します。

◆（新規）天竜川・浜名湖地域合併 20 周年記念メインイベント

【企画調整部企画課】

12 市町村による合併 20 周年の節目を記念し、各地域の特産物や地域産業、伝統芸能などを一堂に集めて体感できるイベントを開催します。

開催予定日：令和 7 年 11 月～12 月のうち 2 日間

会場：フラワーパーク、渚園などの屋外施設（予定）

◆（新規）サーフィン国際大会誘致事業 【市民部スポーツ振興課】

遠州灘海浜公園にサーフィンの国際大会を誘致することで、ビーチ・マリンスポーツの聖地としてのブランド価値をさらに創出し国内外へ発信するとともに、交流人口の拡大を図ります。

開催予定日：令和 7 年 5 月 21 日（水）～25 日（日）（5 日間）

② 安全・安心に暮らせるまちづくり



◆交通安全の推進 【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

本市は政令指定都市の中で人口 10 万人あたりの人身交通事故件数が、15 年連続ワースト1となっており、交通安全啓発事業を拡充し、ワースト1からの脱却を目指します。

各地域において、小中高生には交通安全教室の開催により交通ルールを学ぶ機会を提供し、自転車マナーの向上やヘルメット着用率の向上を目指します。また、高齢者には体験型交通安全講習会を開催し、高齢者事故の特徴解説やサポートカー乗車体験等とおして、高齢者の交通安全意識の向上を目指します。

その他にも、路上での街頭広報や商業施設での啓発イベント等、警察や交通安全協会などと連携し、「交通安全に対する意識の向上」と「交通ルールを守る意識の向上」を目指す交通安全啓発を行い、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。



▲体験型交通教室の開催



▲サポートカー体験会



▲中央区東地域交通安全フェア

◆交通事故ワースト1脱出事業 【土木部道路企画課】

事故データに基づく交通事故削減効果の高い対策、通学路等の生活道路の安全対策や交通事故の危険性が高い交差点における事故削減対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱却を図ります。

◆**防災意識の啓発** 【区振興課、行政センター】

自治会や学校、各団体等に対し、「自助」、「共助」をテーマにした出前講座を行い、各地域における災害特性を伝えつつ、日ごろからの備えの重要性を啓発することで地域の防災力向上を図ります。

また、自主防災隊が主体的に行う防災訓練について、資機材の提供や設営・使用方法のレクチャーなどにより支援を行います。



▲地震体験車の実施

◆**自主防災隊への助成** 【区振興課、行政センター】

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

◆**避難所資機材の配備** 【危機管理監危機管理課】

各避難所に簡易ベッド及びプライベート TENT を配備することで、大規模災害時におけるプライベート空間の確保につながる環境改善を行い、市民の安全・安心を確保します。

◆**（新規）学校体育館スポットクーラー整備**

【学校教育部教育施設課、危機管理監危機管理課】

児童生徒の熱中症予防及び指定避難所開設時の避難者の生活環境改善のため、全小中学校及び市立高等学校の体育館に大型スポットクーラーと非常用発電機を配備します。

◆**自治会への助成** 【区振興課、行政センター、市民部市民生活課】

だれもが安全に利用することができる集会所を新築、改修する自治会を支援します。また、夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置または維持管理する自治会に対し、その費用を助成します。

◆**行政サービスに重要な区民情報の円滑で確実な管理** 【区民生活課、行政センター】

福祉・文化・健康など、行政サービスの提供には正確な住民情報が必要です。マイナンバーカードや住民登録・印鑑登録・戸籍などの各種届出を適切に事務処理することで、確実に住民情報を管理します。

また、証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請の手間を省く取り組みなどで、窓口の円滑化を推進します。

◆＜西地域＞舞阪地区表浜防風林再生事業 【舞阪支所】

松枯れが進んでいる防風林を再生するため、クロマツを植樹します。舞阪地区子ども育成会や自然保護・まちづくり活動をしている団体などの協力を得て植樹を行い、景観の維持と防災機能（防風・防砂）を復活します。



▲植樹方法の説明



▲舞阪地区子ども育成会などによる植樹

◆公共用水域有機フッ素化合物対策事業 【環境部環境保全課】

伊佐地川に繋がる北部承水路支流において、有機フッ素化合物が暫定指針値を大きく超過していることから、市民の安全・安心のため浄化対策を実施します。

◆南消防署・浜松第 41 分団・可美市民サービスセンター複合施設建設事業

【消防局消防総務課、市民部市民生活課】

老朽化する可美市民サービスセンターの施設整備に合わせ、敷地内の南支団浜松第 41 分団庁舎と近隣施設で老朽化する南消防署を複合した施設を整備します。

③ 共生のこころで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり



◆ユニバーサルデザインの啓発 【区振興課、行政センター】



▲関連グッズの展示

だれもが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座やパンフレットの配架、関連グッズの展示などを通じて啓発に取り組めます。

◆障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 【中央福祉事業所・社会福祉課】

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができる共生社会のため、各地域に設置した「浜松市障がい者自立支援協議会 エリア連絡会」において、障害福祉事業所や当事者団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と情報共有や意見交換を行い、これら多機関が連携することで、身近な地域での支援体制の充実を図ります。



▲エリア連絡会での活動報告並びに意見交換

◆安定した生活の実現と自立に向けた支援 【中央福祉事業所・生活福祉第二課】



▲浜松市ジョブサポートセンター

求職活動を行う生活に困窮する方々に対し、市ジョブサポートセンターと連携し、生活に関する相談、就労に向けての援助を行うことで、安定した生活の実現と自立に向けた支援を行います。

◆生活支援体制づくりの推進 【中央福祉事業所・長寿支援課】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、身体機能、認知機能の低下から介護や日常的な支援が必要な人が増え続けています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、自治会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター（高齢者相談センター）など地域の関係機関が協議体を構成し、協議体会議では、サロン活動や家事支援、買物支援、移動支援等の情報を共有するとともに、日常的な生活支援・介護予防活動などに取り組む体制づくりを推進します。



▲生活支援体制づくり協議体活動

具体的には、地域の課題として、認知症になっても住みやすいまちづくりを挙げた地域では、認知症に対する正しい知識の習得と相談窓口の周知、ひとり歩き高齢者等の見守り体制の構築のための取組等を行っています。

引き続き、住民の主体的な支え合いによる介護予防活動や生活支援サービスを推進します。

◆＜東地域＞高齢者とその家族の交流及び暮らしのサポート事業

【中央福祉事業所・長寿支援課（東）】



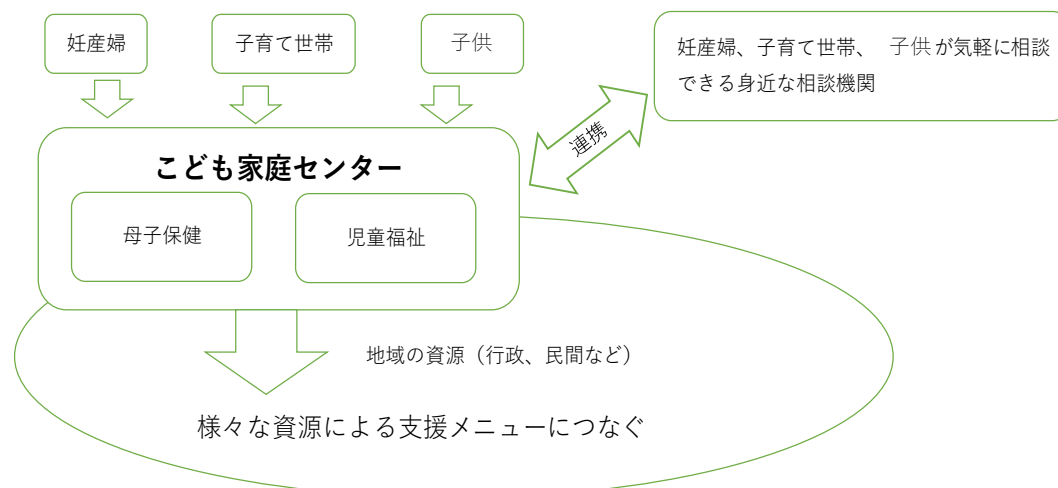
▲元気！いきいきフェア

核家族化が進展するなか、敬老の日に対する意識の高揚を図るため、地域の園児が描いたおじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵を展示し、家族間の交流を推進します。

また、高齢者や今後介護が必要となる世代に介護に対する理解と関心を高めてもらうため、各高齢者支援事業の紹介や最新の介護ロボット体験などを行う「元気！いきいきフェア」を開催します。

◆こども家庭センター事業 【中央福祉事業所・児童家庭課、中央健康づくりセンター】

児童福祉（児童家庭課）と母子保健（健康づくりセンター）を一体化し、妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を行う子育てのワンストップ窓口「こども家庭センター」を設置することにより、切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供など、子育て世帯に対する支援の強化を図り、安全・安心な子育て環境の提供を行います。



◆（新規）地域子育て相談機関の整備 【こども家庭部子育て支援課】

市民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うための地域の窓口として、地域子育て相談機関を設置します。こども家庭センターとも情報共有・連携することで、子育て世帯や妊産婦が教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に使用できる環境の整備に努めます。

（令和7年度設置場所（中央区内）：北星児童館、江西児童館、雄踏保育園、与進幼稚園）

◆健康はままつ21の推進 【中央健康づくりセンター】

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育・成長」の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる相談支援体制の推進及び健康増進の普及促進に取り組みます。

胎児期から高齢期まで切れ目なく支援していく「ライフコースアプローチ」や「中央区の地域特性」などを踏まえた地域保健活動を行うことで、生活習慣病の発症・重症化予防の推進に取り組みます。

また、関係団体等とも連携を図り、「健幸都市 浜松」を目指し、健康づくりの輪を広げていきます。



▲幼児への口腔ケア事業
楽しく口を育てる教室「あっぷっぷ」

◆＜東地域＞健康づくり応援事業 【中央健康づくりセンター（東）】

笑顔で生き生きと生活するために、生活習慣病やがん検診の受診啓発を行います。また、健康づくりに関する各種月間に合わせ、身体の健康をチェックする機材などを活用し、自分の健康を振り返る場を設けます。

数字で見る中央区

➤ 中央区のすがた	18
・行政区別の人口・面積等	18
・地域別の人口・面積等	19
・各地域の内訳	20
➤ 区の経営に要する資源	24
・中央区組織と各課業務	24
・職員数	24
・令和7年度当初予算額	25

■ 中央区のすがた

1 行政区別の人口・面積等

区名	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	人口密度
中央区	282,597	602,315	268	2,247.4 人/km ²
	78.8%	77.1%	17.2%	
浜名区	64,100	154,080	346	445.3 人/km ²
	17.9%	19.7%	22.2%	
天竜区	11,741	24,616	944	26.1 人/km ²
	3.3%	3.2%	60.6%	
計	358,438	781,011	1,558	501.3 人/km ²
	100.0%	100.0%	100.0%	

※「世帯数」、「人口」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：国土地理院令和7年全国都道府県市区町村別面積調（令和7年1月1日時点 小数点以下四捨五入）



2 地域別の人口・面積等

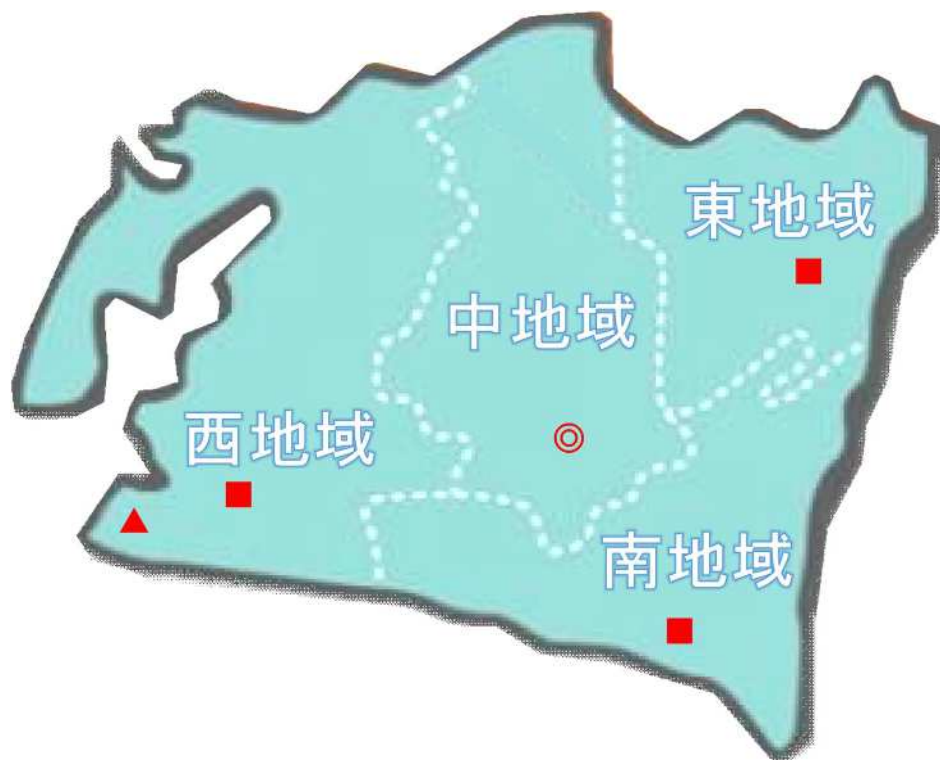
地域名	地区数	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	町数	単位自治会数
中地域	14	132,520	268,665	60.5023	200	156
東地域	6	57,920	128,099	46.29	61	106
西地域	8	45,882	105,225	114.4	48	61
南地域	7	46,275	100,326	47.02	59	79
計	35	282,597	602,315	268.2123	366※	402

※中地域江西地区、南地域白脇地区及び新津地区の瓜内町、法枝町は、合計時それぞれ1町として計上。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



◎ 中央区役所

■ 東行政センター、西行政センター、南行政センター

▲ 舞阪支所

3 各地域の内訳

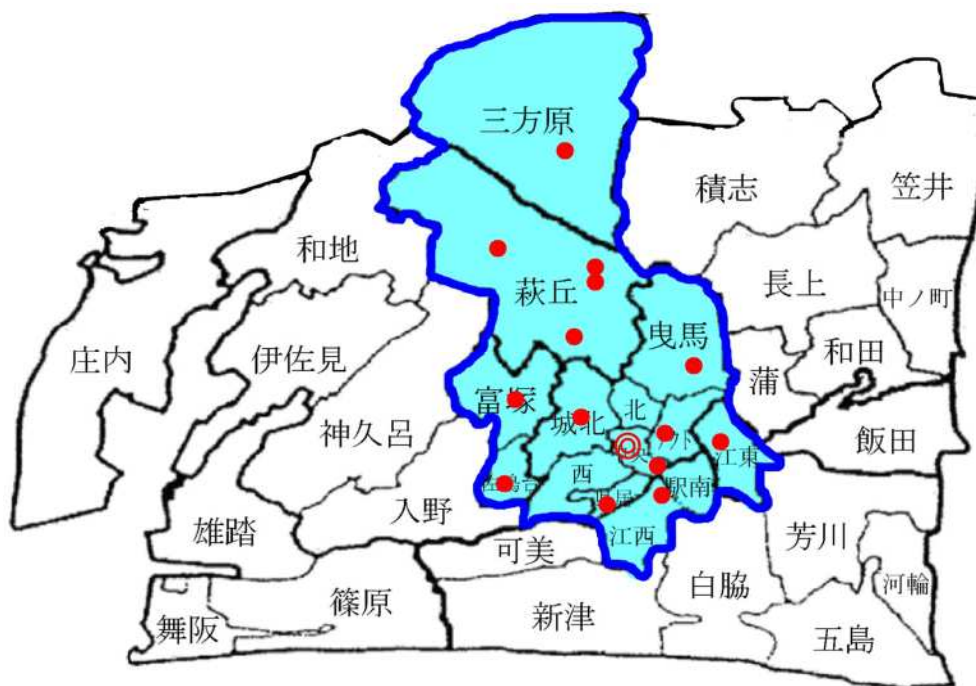
(1) 中地域 (14 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
中央地区	2,827	5,074	0.9450	17	16
アケ地区	5,311	10,096	1.6000	10	10
西地区	6,967	14,125	2.4057	10	10
県居地区	2,742	5,159	0.8230	8	8
城北地区	9,979	20,734	3.4469	20	15
駅南地区	5,024	9,005	1.2560	4	12
江西地区	7,562	14,155	2.8086	15	10
北地区	3,084	5,494	1.0410	4	4
江東地区	8,265	16,623	2.4902	19	13
萩丘地区	35,445	71,647	16.4659	54	11
曳馬地区	17,789	35,897	5.4833	25	16
富塚地区	7,118	15,487	4.0492	1	6
佐鳴台地区	4,801	9,505	1.4152	6	7
三方原地区	15,606	35,664	16.2723	7	18
計	132,520	268,665	60.5023	200	156

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市別・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



◎ 中央区役所

● 協働センター、市民サービスセンター

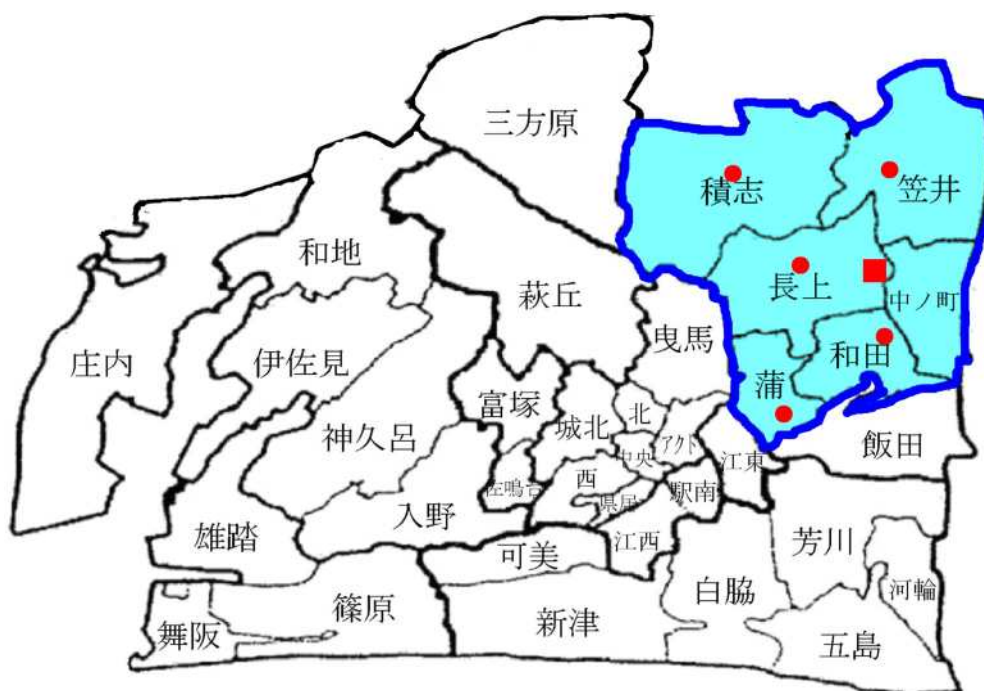
(2) 東地域 (6 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
蒲地区	9,702	20,139	3.6842	10	11
笠井地区	6,392	15,275	10.4881	8	24
長上地区	11,904	25,856	8.8969	8	12
和田地区	9,569	20,131	4.7314	11	12
中ノ町地区	2,560	5,916	4.9342	5	9
積志地区	17,793	40,782	13.5552	19	38
計	57,920	128,099	46.29	61	106

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口（令和 7 年 4 月 1 日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和 6 年版浜松市統計書（平成 19 年 4 月 1 日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和 6 年 4 月 1 日現在）



■ 東行政センター

● 協働センター

(3) 西地域 (8 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
神久呂地区	5,048	11,559	13.2976	4	4
入野地区	10,726	23,653	8.3753	10	12
伊佐見地区	4,119	10,196	10.4230	4	7
和地地区	4,344	10,591	11.0626	10	7
篠原地区	6,364	14,492	10.2507	3	5
庄内地区	3,969	9,134	19.3062	9	9
舞阪地区	5,106	10,855	4.6100	4	8
雄踏地区	6,206	14,745	8.1446	4	9
計	45,882	105,225	114.4※	48	61

※合計面積には、浜名湖(28.93 ㎡)を含む。

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区分・町字別世帯数人口(令和7年4月1日現在 住民基本台帳による)

※「面積」：令和6年版浜松市統計書(平成19年4月1日 都市計画調査による)

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会(令和6年4月1日現在)



- 西行政センター
- ▲ 舞阪支所
- 協働センター

(4) 南地域 (7 地区)

地区名	世帯数	人口(人)	面積(k㎡)	町数	単位自治会数
白脇地区	9,844	21,756	8.3008	7	9
新津地区	6,261	13,865	9.7050	8	10
五島地区	3,261	6,999	6.9811	8	10
河輪地区	2,117	4,951	3.4222	6	7
芳川地区	10,811	23,726	8.0320	18	22
飯田地区	5,682	12,383	6.5285	8	14
可美地区	8,299	16,646	4.0504	4	7
計	46,275	100,326	47.02	59	79

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和7年4月1日現在 住民基本台帳による）

※「面積」：令和6年版浜松市統計書（平成19年4月1日 都市計画調査による）

※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和6年4月1日現在）



- 南行政センター
- 協働センター、市民サービスセンター

■ 区の経営に要する資源

1 中央区組織と各課業務

課 名 等	業 務	電 話
区振興課	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援など	TEL 457-2210
区民生活課	証明・届出(戸籍・住民票)、パスポート、マイナンバーカードなど	TEL 457-2121
まちづくり推進課	生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 457-2778
東行政センター	総務(住居表示・統計)、防災、自治会、コミュニティ支援、証明・届出(戸籍・住民票)、マイナンバーカード、生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 424-0115
西行政センター		TEL 597-1112
南行政センター		TEL 425-1120
舞阪支所	窓口サービス、防災、コミュニティ支援など	TEL 592-2111

2 職員数

令和7年4月1日現在(単位:人)

	正規職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
区長・副区長	2	0	0	2
区振興課	18	1	7	26
区民生活課	54	4	136	194
まちづくり推進課	32	6	37	75
東行政センター	38	9	58	105
西行政センター	51	9	58	118
南行政センター	37	5	48	90
舞阪支所	5	2	4	11
計	237	36	348	621

3 令和7年度当初予算額

(1) 事業費

	金額(千円)
区役所費	1,183,121
本庁からの配当	1,722,650
計	2,905,771

(2) 人件費

	職員数(人)	金額(千円)
正規職員	237	1,893,183
再任用職員	36	110,693
会計年度任用職員	348	1,094,485
計	621	3,098,361



浜松市 中央区役所 区振興課

所在地：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

電 話：053-457-2210 / FAX：053-457-2776

E-mail：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ URL：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/chuo/

公表：令和 7 年 5 月